

## 福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金給付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）事業の実施について、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 この支援金は、原油価格・物価高騰により負担が生じている社会福祉施設等に対し、光熱費等の上昇分相当額を支援することにより、社会福祉サービスの質を確保することを目的とする。

### (給付対象者等の詳細)

第3条 この支援金の対象となる給付対象者等は、次の各号のとおりとする。

- 一 届出保育施設（別紙1）
- 二 障がい福祉サービス事業所等（別紙2）
- 三 介護サービス事業所・施設等（別紙3）
- 四 保護施設等（別紙4）

### (暴力団排除)

第4条 知事は、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第6条に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 知事は、施設を運営する団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に定める他の規定に関わらず、支援金を給付しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という）
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という）が役員となっている団体
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

3 知事は、施設を運営する団体が前項各号のいずれかに該当したときは、支援金の給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 知事は、暴力団の排除に関して、警察への照会を行うため、施設を運営する団体の氏名（法人の場合は役員）、生年月日、性別の提出を求めることができる。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、支援金の運用に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和4年11月15日から施行し、令和4年度の支援金について適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年7月19日から施行し、改正後の福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金給付要綱の規定は、令和5年度の支援金について適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年12月22日から施行し、改正後の福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金給付要綱の規定は、令和5年12月25日（届出保育施設については、令和6年1月4日）以降の申請に係る支援金について適用し、それ以前の申請に係る支援金については、なお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、令和7年1月23日から施行し、改正後の福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金給付要綱の規定は、令和6年度の支援金について適用する。

別紙 1（第 3 条第 1 号関係）届出保育施設

（給付対象者）

第 1 支援金の給付対象者は、令和 7 年 1 月 1 日時点において、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 5 9 条の 2 第 1 項に基づき届出を行っている、福岡県内に所在（北九州市、福岡市及び久留米市に所在するものを除く。）する届出保育施設の設置者とする。

（確認事項）

第 2 知事は、次の各号のいずれにも該当し、申請書（様式第 1 号）に該当する旨を記載した者でなければ支援金を給付しない。

- （1）給付対象者の要件を満たしていること。
- （2）給付のために提出した書類に虚偽がないこと。
- （3）支援金を重複して申請しないこと。
- （4）福岡県暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと。
- （5）虚偽が判明した場合は、支援金の返還に応じるとともに、支援金と同額の違約金の支払いに応じること。

（給付額の算定方法）

第 3 支援金の給付額は、以下の第 1 欄に定める事業者の区分に応じて第 2 欄に定める額とする。

1 事業者区分		1 人当たりの補助単価	2 給付額
対象施設			
届出保育施設 (居宅訪問型保育事業を除く)	高圧受電施設	1, 2 0 0 円	該当する事業者区分の一人当たりの補助単価合計額×令和 7 年 1 月 1 日の入所定員数
	低圧受電施設	1, 0 0 0 円	

2 高圧受電施設について、同一の敷地又は建物において対象施設と別の事業者が一括受電し、対象施設が供給を受けている場合は、一括受電している事業者

者の電圧の種類とすることができる。

3 低圧と高圧の両方を受電している施設は、高圧受電施設とすることができる。

(申請期間)

第4 支援金の申請期間は、令和7年1月24日から令和7年5月30日までとする。

(申請手続)

第5 支援金の給付を受けようとする者は、申請書を書面で知事に提出して行うものとする。

(給付決定の通知)

第6 知事は、第5の規定による支援金の申請があったときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、給付決定を行い申請者に通知するものとする。

(給付決定の取消)

第7 知事は、支援金の申請者が、提出書類等に虚偽その他不正の行為があったと認めたときは、支援金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第8 知事が第7の規定に基づき支援金の給付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に支援金の給付を行っているときは、次の各号を申請者に通知し、支援金を返還させることができる。なお、この場合において、取り消しにより申請者に損害があっても、知事はその損害の責めを負わないものとする。

(1) 返済すべき支援金の額

(2) 返還期限

(振込不能等の取扱い)

第9 知事が第6の規定による給付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、知事が確認等を求めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。